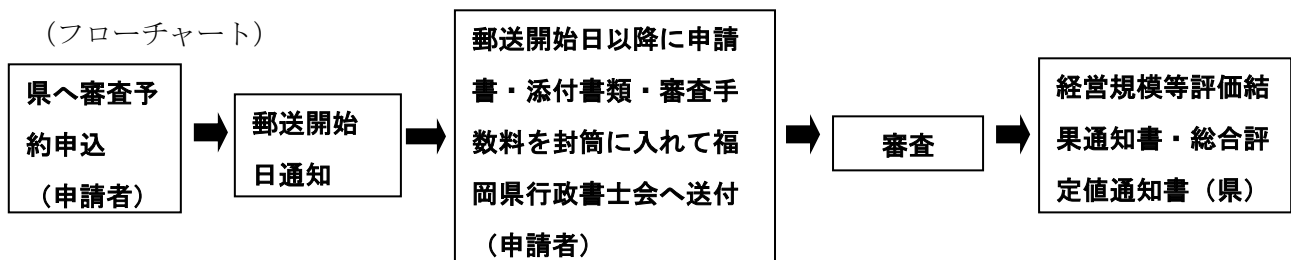


建設業者（福岡県知事許可）の皆様へ

令和2年7月以降 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応として建設業法における「経営事項審査」の郵送受付を実施します

新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の26に定める経営事項審査に係る郵送受付を実施します。

※対面による審査は原則行いません。



(注意点)

- ・従来通り審査予約申込制度による往復葉書により、申請前に県へ予約申込を行ってください。その後、郵送開始日等を返信葉書により通知します。
- ・申請書類は、レターパックプラス等の信書が送付可能で、かつ対面渡しとなる方法にて送付してください。また、副本の返信用として、送付先記入済のレターパックプラス専用封筒（520円）を同封してください。  
※送付時の封筒に「会社名」「郵送開始日」「決算日」を朱書きして下さい。
- ・申請書（経営規模等評価申請書・総合評定値通知請求書）は、原本2部（正本提出・副本事業所控え）とも提出が必要です。
- ・申請の内容について確認の連絡をする場合がありますので、日中連絡がつく電話番号を記載してください。また、コピーを取っておく等、申請の内容が分かるようにして

おいてください。

- ・従来通り、令和3年度建設工事競争入札参加資格審査申請についても同時に郵送受けとなります。（県内の福岡県知事許可事業者及び県内本店の国土交通大臣許可事業者が対象です。）

※ 経営事項審査について（福岡県ホームページ）

（組織から探す）→（建築都市部建築指導課）→項目：経営事項審査関係  
必要書類の様式についても掲載しておりますのでご確認ください。

お問い合わせ

- ・経営事項審査の内容に関すること

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

TEL 092-643-3719

- ・ハガキの発送に関すること

株式会社 NKB

TEL 093-982-3802

- ・審査書類送付先、到着状況に関すること

福岡県行政書士会

〒812-0045 福岡市博多区東公園 2-31

TEL 092-641-2501